

相続税の納税猶予に関する適格者証明

被相続人の要件

次の1.~4.のいずれかに該当することについて、農業委員会が証明した個人が対象となります。

1. 死亡の日まで農業を営んでいた人
2. 農地等の生前一括贈与をした人
(死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けていた場合に限る)
3. 死亡の日まで特定貸付けを行っていた人
4. 死亡の日まで営農困難時貸付け(注⑤)を行っていた人

(注⑤)「営農困難時貸付け」

納税猶予制度の適用を受けている人が一定の障害等を事由として、特例の適用を受けている農地等での営農が困難な状態になったために、その農地等について貸借権等の設定による貸付けを行った場合のその貸付けをいいます。

農業相続人の要件

次の1.~4.のいずれかに該当することについて、農業委員会が証明した個人が対象となります。

1. 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
2. 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人
3. 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、農業者年金基金法の特例付加年金または経営移譲年金の支給を受けるため、その推定相続人の1人に対し、農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲した人(贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限る)
3. 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、贈与者の死亡の日まで営農困難時貸付けを行っていた人
4. 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人

相続税納税猶予の対象となる土地

次の1.~5.のいずれかに該当するもので、かつ、相続税の期限内申告書に納税猶予の特例を受けようとする旨の記載があるものに限ります。

1. 被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等
2. 被相続人が特定貸付けを行っていた農地または採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割された農地または採草放牧地
3. 被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等
4. 被相続人から生前一括贈与により取得した農地で、被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けていた農地等
5. 相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていた農地等

◆相続税の申告

相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内に行うことになっています。

例えば、1月6日に死亡した場合にはその年の11月6日が申告期限になります。

なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日などに当たるときは、これらの日の翌日が期限となります。

(※引用:国税庁タックスアンサーNo.4205 相続税の申告と納税)